

(第62号議案)

中野区障害者福祉作業施設条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項に、新たに創設された障害福祉サービスである「就労選択支援」に関する条文が規定された。これにより、障害者総合支援法第5条第13項から第28項までの項番が、1番ずつ繰り下がることとなったため、条例において同条を引用している箇所を改める必要がある。

2 新旧対照表

中野区障害者福祉作業施設条例新旧対照表

改正案	現行
(設置) 第1条 就労の機会が限られている障害者の自立の助長と福祉の向上を図ることを目的として、障害者の家族の団体及び障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護、 <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援又は <u>同条第15項</u> に規定する就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を運営する団体の使用に供するため中野区障害者福祉作業施設（以下「作業施設」という。）を設置する。 第2条～第9条 （略） 附 則 （略）	(設置) 第1条 就労の機会が限られている障害者の自立の助長と福祉の向上を図ることを目的として、障害者の家族の団体及び障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護、 <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援又は <u>同条第14項</u> に規定する就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を運営する団体の使用に供するため中野区障害者福祉作業施設（以下「作業施設」という。）を設置する。 第2条～第9条 （略） 附 則 （略）

中野区立弥生福祉作業所条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (事業) 第2条 施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (2) (略) (2) の2 法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する事業 (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する事業 (3) (略) (利用対象者) 第3条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (2) 法第19条第1項の規定による介護給付費（法第5条第7項に規定する生活介護に係るものに限る。次条において同じ。）又は訓練等給付費（法第5条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。次条において同じ。）の支給決定を受けた者 (2) (略) 第4条～第11条 (略) 附 則 (略)	第1条 (略) (事業) 第2条 施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (2) (略) (2) の2 法第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事業 (3) (略) (利用対象者) 第3条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (2) 法第19条第1項の規定による介護給付費（法第5条第7項に規定する生活介護に係るものに限る。次条において同じ。）又は訓練等給付費（法第5条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に係るものに限る。次条において同じ。）の支給決定を受けた者 (2) (略) 第4条～第11条 (略) 附 則 (略)

中野区仲町就労支援事業所条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (事業) 第2条 施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17	第1条 (略) (事業) 第2条 施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) <u>第 5 条第 1 4 項</u>に規定する就労移行支 援 (2) <u>法第 5 条第 1 5 項</u>に規定する就労継 続支援 (3) (略) 第 3 条～第 1 2 条 (略) 附 則 (略)	年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) <u>第 5 条第 1 3 項</u>に規定する就労移行支 援 (2) <u>法第 5 条第 1 4 項</u>に規定する就労継 続支援 (3) (略) 第 3 条～第 1 2 条 (略) 附 則 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。